

## 第2 園芸支援(産地拡大)

### 1 補助対象および補助率

別表2に定めるとおりとする。

### 2 事業実施主体

- (1)規模拡大型、越前水仙球根養成型については、認定農業者、認定新規就農者、営農集団、農業協同組合、市町、市町等が出資する法人とする。
- (2)共同利用型については、農業協同組合、市町、市町等が出資する法人とする。

### 3 採択要件および事業内容等

#### (1)規模拡大型

- ア 施設園芸又は露地園芸に取り組む際に、園芸品目の生産に必要な機械施設等の整備に対して支援する。
- イ 主に施設園芸に取り組む場合は、目標年度までに施設面積を5a以上拡大する計画であること。
- ウ 主に露地園芸に取り組む場合、露地野菜については、栽培面積を50a以上拡大、かつ目標年度までに1ha以上にする計画であること。  
果樹や花きについては、目標年度までに栽培面積を10a以上拡大する計画であること。

#### (2)共同利用型

- ア 作業等の合理化を進めて園芸品目の産地の生産・出荷拡大に取り組む場合に、必要となる共同利用機械や共同利用施設の整備に対して支援する。
- イ 事業対象となる品目の販売額を概ね1,000万円以上増額する計画であること。
- ウ 園芸産地振興計画を策定すること。

#### (3)越前水仙球根養成型

- ア 越前水仙の安定的な球根供給に取り組む場合に、必要な経費について支援する。
- イ 事業実施年度の球根堀上面積と概ね同等かそれ以上の面積に球根の植付けを行うこと。

- (4)事業実施主体が過去に本事業および「儲かるふくい」の農業総合支援事業により機械又はハウス等を導入している場合にあつては、過去に掲げた成果目標を概ね達成していること。  
ただし、共同利用型、取り組み品目がスイセンの場合についてはこの限りではない。

## 別表 2

### 1 補助対象および補助率

事業内容	補助対象となる機械・施設等	規模拡大型			共同利用型			越前水仙球根養成型		
		事業費	補助上限	補助率	事業費	補助上限	補助率	事業費	補助上限	補助率
園地(圃場)造成	客土、整地、抜根 等	3,000 千円 ～	11,000 千円	1/3 以内	6,000 千円 ～	18,333 千円	1/3 以内	-	1,466 千円	1/3 以内
排水施設	暗渠、明渠、排水柵 等									
かんがい施設	定置配管、貯水槽、給水ポンプ、さく泉 等									
作業道整備	作業道の整備、モノレール等									
栽培用機械施設	ハウス、栽培装置、栽培管理機械・装置、専用運搬機械施設、収穫機械・装置、融雪装置、暖房装置 等									
病害虫防除機械施設	防除機、防蛾施設、土壌消毒機、スピードスプレーヤ、付帯施設 等									
越前水仙球根増殖	獣害用柵、作業費用、資材費、圃場借り上げ料 等									
土づくり機械施設	トレンチャー、サブソイラー、プラソイラー、堆肥散布機、付帯施設 等									
自然災害防止施設	防風施設、防潮施設、防霜施設、付帯施設 等									
集出荷調製・加工施設	集荷場、選果場、選別・調製施設、貯蔵施設、専用運搬機械・施設、直販施設、出荷調整用機械、選別用機械、付帯施設 等									
その他目的達成に必要と認められるもの										

### 2 採択基準等

- (1)規模拡大においては、肥料、農薬、種苗等の資材・汎用性の高い機材・消耗品・単価が10万円未満のものは補助対象外とする
- (2)法的な規制や用地確保等で、問題点がある場合はこれを解決(または、確実に解決できる見込みがあること)してから計画を提出すること。
- (3)ハウス建設時は、原則として客土を行なう。この場合、降雨7日後に地下水位 60 cm以上を確保できる客土深とすること。
- (4)導入する機械・施設等は、対象とする園芸品目の栽培面積等に応じた適正な規模・能力であること(過大なものは認めない)